

【両条例に係る意見】

番号	該当箇所	意見概要	意見に対する県の対応・考え方・修正箇所 (下線は修正箇所)
154	財政上の措置	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での取り組みは県民一丸となり取り組まないといけないと思う。それにかかる各種の経費は県が責任をもって予算措置を講ずるよう、条例に明記してほしい。(同様の意見他4件)	両条例とも、「財政上の措置」を明記していますが、義務規定とすべきという御意見と捉えております。 県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。予 算については限りがあることから、努力規定に留めています。
155		手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる予算を県民や必要とする団体、企業が申請するための、申請用紙を条例の規則で定めて欲しい。(同様の意見他4件)	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
156		どのような取り組み、企画があれば、県から経費の補助がもらえるのか、申請の手順を分かりやすくする仕組みをお願いしたい。(同様の意見他3件)	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
157		両条例の制定は聴覚障害者の意思疎通と人権向上に欠かせない非常に大切な条例である。県による制定がむしろ遅すぎるようにも思う。条例の趣旨を汲んだ各施策が確実に一歩ずつ前に進むことが重要。そのためには、施策を行うための予算措置が欠かせない。よって条文上の文言として、「(予算措置に)務める」ではなく、「(予算措置を)講ずる」と明確な予算上の裏付けを明記していただきたい。県予算も潤沢ではないと忖察するが、障害者福祉の向上は「障害のある人もない人も、共に生きられる社会」の創出に欠かせない。上記の文言明記を要望する。	県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。予 算については限りがあることから、努力規定に留めています。
158		広島県には、障害者も必要な情報を取得したり、円滑に意思疎通したりできるよう、十分な支援を行っていただきたいと強く願う。障害をお持ちの方への直接の支援はもちろんのこと、支援者のみならず、広く県民に対しても障害者の意思疎通に関心と理解を深める施策を推進していただきたいと思う。 具体的にどのような取り組みを考えておられるのか、気になるところ。また、手話を必要とする方への支援はもちろん手話が言語として認識されるよう、学校や地域で手話や手話を使う人への理解を深める講習会を開催するなど、広く県民が関心を持つ機会が増えることを望む。 手話を少し学んだことで、手話やろう文化について、全く知らなかったことや誤解していたことがたくさんあることに気づいたが、もっと早く知っておきたかったので、特に子どもたちにもそのような機会が多くあればと思う。 条例案に書かれてあるような施策を実現するための予算はしっかりと確保していただきたい。広島県には「必要な財政上の措置を講ずる」としっかり明記していただくことを強く望む。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 財政上の措置については、県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。予 算については限りがあることから、努力規定に留めています。
159	その他	条例に対してではないが、条例が施行されたら、市町や関係者への条例の周知および、どのような取り組みに対して財政支援があるのか、申請方法など、県民レベルまで分かり易く広報をお願いします。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
160		「県」という記載は、県教育委員会も含まれる、という認識でよろしいか。 自治体では、「教育委員会」は教育長がおり組織が別、取組みや進捗も別組織、という考え方もあるように感じるが多い。『言語として手話を認識』するためには、公立私立学校の関係なく児童生徒等に働きかけが必要だと思う。教育委員会の役割は大きいと考える。	広島県教育委員会も含めて、「県」と記載しています。
161		広島県も「手話言語条例」を成立させてくださることを望む。私は、難聴者ですので、ろう者向けの手話だけでなく、字は読めるけれど音声は聞こえにくい人たちのために、音声を文字で表すための条例もお願いしたい。 様々な講演会や研修会などに参加したくても「聞こえなくて」参加できないことが多いことで、困っている。また、テレビ放送では、全国放送の主な番組についてはほとんど字幕がつくようになっているが、例えばNHK広島放送局の朝や夕方の番組には全く字幕がついていない。これについては、まだまだ日本は福祉が遅れていると言わざるをえない。米国では、1996年には、今の日本と同じように全国放送の主な番組には字幕がついていたが、地元の放送局の番組やコマーシャル、ケーブルテレビなどの専門的な放送局などには全くついていなかった。しかし、2004年になる前には、すべてのテレビ放送(有料のケーブルテレビなどやコマーシャルも含む)に字幕がついていた。それから20年、そろそろ日本も聴覚障がい者への支援を少しでも進めていただきたいと思う。 聴覚障害者、とくに高齢者については、人との会話、行事や趣味、ボランティアなどへの外出が認知症予防の観点からもととても大切だと言われている。聴覚障害以外の意思疎通に関する施策を進めていただきたい。 聴覚障がい者だけでなく、例えば発達障害の中の学習障害の人たちについては、視力は健全であるのに、努力を重ねても日本語、英語などの文字を読むこと、あるいは書くことに大きな困難がある人たちがいる。LD全体について言えば、5～7%の子どもたちがなんらかの学習障害をもっていると言われている。「読みにくさ」「書きにくさ」には個人差があるので、その困難さはそれぞれ違う。 私は、そういうお子さんも含めて学習を支援するボランティアをしているので、いくつかの経験があり、そういう人たちのためにも、可能な限り主なキャプションにはルビを振るなどの工夫もあるべきかと思う。今は「合理的配慮」だけだが、一歩進んだ条例として、さまざまな人が多くの情報を簡単に得られるような社会を目指してほしい。	音声を文字で表現することも含めて、多様な障害特性に応じた意思疎通支援や情報取得に関する施策を推進するために、「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」についても素案を取りまとめているところです。 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
162		障害をもつ方の意思疎通や情報の取得・利用について、特に災害時や緊急時に対応できるよう、利用の機会を増やすことや、支援者の確保育成をしたほうが良いと思う。また、健常者もどうしたら手話での情報が得られるかを知っておくべきなので、もっと広報すると良い。また、手話にふれる機会を増やすために、学校等と支援活動をされている方との学習機会が増えるとうよいと考える。	障害特性に応じた様々なコミュニケーション手段があることについて、普及啓発を図ってまいります。 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
163		この様な条例が作られるのは良い事だと思うが、障害当事者の意見や、当事者本人が使いやすいものにならないといけないと思う。意見を聴く場が持たれても良かったのにと思う。	検討会議においては様々な障害特性の当事者団体や支援者団体に御参加いただき、御意見を聞いております。

【両条例に係る意見】

番号	該当箇所	意見概要	意見に対する県の対応・考え方・修正箇所 (下線は修正箇所)
164	その他	特別支援学校や療育センターなどで、手話を使うのが分からない先生や医師が多い。人工内耳手術を進めているのもどうかと思う。人工内耳は100％理解しているとは思わない。 聞こえない・聞こえない方々のメリット・デメリットを情報交換できる場が必要と思う。文書が苦手な方も多く手書きやパネル文字で分からない人がいるので、意思疎通についての対応の理解度が必要である。聞こえない・聞こえにくい人への理解を求める。	障害特性に応じた様々なコミュニケーション手段があることについて、普及啓発を図ってまいります。 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
165		この事案は大変良い事です。障害者にとっては光の見える事です。	条例の制定に御賛同いただき、ありがとうございます。
166		電子申請情報システムを 意見募集 で検索したが、現在募集中の案件が表示されない。 表示されるように、至急対応してほしい。 複数の意見を提出したい場合も、1件めを提出したら初期画面に戻ってしまう。 郵便局のATM振込みみたいに、「つづけて意見しますか？」等の表示が欲しい。 システム改修を望みます。	検索でも表示されるようになっておりますが、難しければ県ホームページにリンクがありますのでそちらをご利用ください。 電子申請システムについてのご要望は担当課にお伝えします。